

第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

京都の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物に想定されるものとして、祇園祭などの祭礼を行ううえで拠点となる会所や御旅所。それらを華やかに飾る懸装品などを手掛ける繊維問屋など人々の生業とともに残る町家。市内に点在する世界遺産をはじめとする社寺仏閣を中心に賑わいを見せる門前町の町家や、上賀茂神社の神官が集住した社家。多くの町人にも普及した伝統文化である茶の湯などの施設を備える和風建築。市内5箇所にある花街の歌舞練場や、それを中心に茶屋文化を伝える茶屋形式の建造物。近代の金融業などの中心であった三条通など、京都の近代化を象徴する近代洋風建築。城下町として整備され、港湾都市として発展した伏見の造り酒屋や酒蔵群。また、そういった京都の伝統や行事、商業などを支え継承してきた町衆らの生活・生業の場であり、今なお、市街地にも多く点在する京町家など、様々な建造物が想定される。こういった建造物の他、建造物と一体に構成をなす門・塀などの工作物及び庭園も対象とする。

歴史的風致形成建造物の指定においては、伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの、その地域において歴史的価値の高いもの、地域の特色が色濃く残っているもので、京都の歴史的風致に深く関わるものを基準とする。

なお、京都市内には、多くの国登録文化財、京都府及び京都市指定・登録文化財の他、景観重要建造物、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物、界わい景観整備地区及び歴史的景観保全修景地区内の建造物が存在し、特にこれらの建造物のうち重点区域内のものについては、積極的に指定する。

指定にあたっては、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関連する分野の専門家等で構成する京都市美観風致審議会の意見を聴いて行う。

また、建造物の所有者及び支援法人による歴史的風致形成建造物の指定の提案に関する制度の活用を促進する。建造物の所有者による歴史的風致形成建造物の提案が積極的かつ円滑に行われるよう、支援法人と連携し、歴史的風致形成建造物に関する制度の概要、歴史的風致形成建造物の指定の指標又は参考となる建造物の外観に関する情報提供を行う。

歴史的風致形成建造物の指定候補としては、以下の別表のとおりである。

歴史的風致形成建造物候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1	黄桜酒蔵 (清酒工房) (界わい景観整備地区)		京都市伏見区 南浜町 255	
2	吉田 宗兵衛邸		京都市下京区 橘町 441	
3	鳥彌三 (国登録文化財)		京都市下京区 斎藤町 136 他	
4	佐々木邸 (歴史的意匠建造物)		京都市上京区 末広町 33 他	
5	上七軒 歌舞練場 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 真盛町 742-1 他	

歴史的風致形成建造物候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
6	月桂冠 旧本社 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市伏見区 南浜町 247	
7	山中油店 (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市上京区 下丸屋町 508	
8	胡乱座 (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市下京区 要法寺町 427	

第9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本方針

歴史的風致形成建造物の維持、管理は、周囲の景観への影響や個々の建造物を考慮して適切に行うものとする。また、歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。

歴史的風致形成建造物の修理については、外観の維持・保存を基本とする。建造物を維持・保存するための修理等については、外観の変更を伴わない部分的改修や、建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観に影響を及ぼさない範囲で活用のために必要な改造を認めるものとする。なお、道路から通常望見される建造物の外観は歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については歴史性や地域の伝統的な様式を充分検討する必要がある。また、国登録有形文化財、景観重要建造物及び京都市市街地景観整備条例に基づき指定等を受けた歴史的風致形成建造物においても同様とする。

京都府及び京都市文化財保護条例に基づく登録・指定を受けた歴史的風致形成建造物の修理については、建造物の内部、外部とも現状保存を基本とする。これらの建造物を維持・保存するための修理については、痕跡に基づく修理を原則とする。

指定範囲に含まれる、京都府、または京都市文化財保護条例に基づく指定文化財記念物名勝または国登録記念物（名勝関係）については、庭園樹の剪定、園地の除草などの日常管理を徹底する。また、庭園は敷地内部に位置し、通常望見できない場合が多いため、その公開について配慮する。

2 届出を要しない行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行例第3条第1号に基づく届出を要しない行為については、以下の行為とする。

- (1) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の届出をして行う行為
- (2) 京都府文化財保護条例第7条第1項に基づく京都府指定有形文化財で、同条例第21条第1項の許可を受け行う行為
- (3) 京都府文化財保護条例第52条第1項に基づく京都府登録文化財で、京都府登録文化財に関する規則第26条第1項の届出をして行う行為
- (4) 京都市文化財保護条例第6条第1項に基づく京都市指定有形文化財で、同条例第18条第1項の許可を受け行う行為
- (5) 京都市文化財保護条例第41条第1項に基づく京都市登録文化財で、京都市文化財保護条例施行規則第24条第1項の届出をして行う行為
- (6) 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法の適用を受け、同法第22条第1項の許可を受け行う行為